

## 裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

処分庁

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

審査請求人が令和4年5月10日付けで提起した処分庁による残土処理場設置にかかわる事業者の提出書類のうち同意書の提出を不要とした処分に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 処分庁は、令和3年1月7日、大谷地区において開発行為に着手しようとする事業者から山陽小野田市土地開発行為の手續等に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第158号）第4条第1項の規定による届出を受けた。
- 2 処分庁は、1の届出を受け、山陽小野田市土地開発行為の手續等に関する条例施行規則（平成17年山陽小野田市規則第148号。以下「規則」という。）第3条第2項各号に規定する添付図書を確認し、不足する図書の提出を求めた。

不足する図書のうち、規則第3条第2項第7号に規定する関係者の同意書については、これが民事間の紛争となるおそれがあることなどからこの

同意書の添付は困難であると判断し、これを必要ないと認めた。

- 3 審査請求人は、令和4年5月10日、山陽小野田市長に対し、本件審査請求をした。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、事業者からの開発行為に着手する旨の届出書に添付しなければならない規則第3条第2項第7号に規定する「開発行為により周辺に影響を及ぼすおそれのあるときは、関係者の同意書」について、同項ただし書の規定により、これを必要ないと認めたことが、地域住民の安全安心を脅かしており、憲法、地方公務員法、山陽小野田市自治基本条例等に違反していることから、図書を必要ないと認めた処分を取り消すことを主張している。

#### 裁決の理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づく処分についての審査請求は、法第2条において「行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる」と規定されている。また、「処分」とは、法第1条第2項において、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と規定されている。つまり、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうものである。

これを本件審査請求についてみると、審査請求人が処分とする行為は、開発行為の届出書に添付すべき図書を必要ないと認めた行為を指すものである。この行為は、提出図書の要否を判断したものであり、行政庁の行為であっても直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定する行為であるとは認められず、処分とは認められない。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、法第45条第1項の

規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年6月20日

審査庁

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。